

令和3年土佐清水市議会定例会9月会議会議録

第23日（令和3年9月28日 火曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 議案第43号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」から議案第58号「財産の無償譲渡について」までの議案16件を一括議題（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 11人

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 谷口佳保君 | 2番  | 弘田条君  |
| 3番  | 武政健三君 | 4番  | 山崎誠一君 |
| 5番  | 吉村政朗君 | 6番  | 作田喜秋君 |
| 7番  | 岡本詠君  | 8番  | 甲藤眞君  |
| 10番 | 前田晃君  | 11番 | 浅尾公厚君 |
| 12番 | 永野裕夫君 |     |       |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員 1人

9番 細川博史君

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

|        |       |      |       |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 早川聡君  | 局長補佐 | 中嶋由美君 |
| 議事係主幹  | 佐野舞君  | 主幹   | 浅井千晶君 |
| 主事補    | 岡田大知君 |      |       |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                       |   |         |             |   |         |         |
|-----------------------|---|---------|-------------|---|---------|---------|
| 市                     | 長 | 泥谷 光信 君 | 副           | 市 | 長       | 磯脇 堂三 君 |
| 会 計 管 理 者 兼           |   | 戎井 大城 君 | 企 画 財 政 課 長 |   | 横山 英幸 君 |         |
| 会 計 課 長               |   | 窪内 研介 君 | 危 機 管 理 課 長 |   | 倉松 克臣 君 |         |
| 総 務 課 長 ( 併 )         |   |         |             |   |         |         |
| 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 |   |         |             |   |         |         |
| 消 防 長                 |   | 味元 博文 君 | 観 光 商 工 課 長 |   | 二宮 眞弓 君 |         |
| 農 林 水 産 課 長 兼         |   | 和泉 政彦 君 | 教 育 長       |   | 岡崎 哲也 君 |         |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長     |   |         |             |   |         |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和3年土佐清水市議会定例会9月会議、第23日目の会議を開きます。

この際、本日の遅刻・欠席者について御報告をいたします。9番細川博史君が所用のため、欠席する旨、届出がありましたので御報告をいたします。

日程第1、市長提出、議案第43号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」から議案第58号「財産の無償譲渡について」までの議案16件を一括議題といたします。

ただいまから、各委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、山崎誠一君。

（予算決算常任委員会委員長 山崎誠一君登壇）

○予算決算常任委員会委員長（山崎誠一君） おはようございます。予算決算常任委員会審査経過の概要と結果報告を行います。

令和3年土佐清水市議会定例会9月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第43号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」

（1）歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

（2）歳出中、6款1項1目商工振興費について

委員から、事業継続臨時給付金について、当初予算が3,130万円で、その約3分の2の2,000万円を減額補正することのだが、現在の実績はとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、約800万円の実績で、個人事業主については、確定申告は終了しており、現在は、確定申告期間がそれぞれある法人事業者の確定申告終了後に、数件程度増えている状況である。今回2,000万円の減額になっても十分対応できる事業者数を見込んで減額したとのことであ

ります。

また、委員から、当初の見積りを法人20万円、個人10万円として予算計上しているが、どれくらいを想定して当初予算を組んだのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、当初の見込みの事業者数は、個人事業者が187事業者の10万円で1,870万円、法人事業者は63件の20万円で1,260万円となっている。予算計上のときは、商工会議所が確定申告等に係る記帳指導を行っている時期であったため、対応中の事業者の中で20%以上の減少がある事業者数が全体の約25%であったことから、全事業者数の25%相当分を計上していたが、予想以上に対象者が少なかったとのことであります。

さらに、委員から、原資になっている財源が、コロナの交付金であり、有効活用されるということであれば、一定の判断をして、別の事業に入れるということは必要だと思うが、減額した2,000万円をどう使っていくかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、今回の補正で、めじかチャージの追加分1,000万円と観光のジョン万満喫ツアーのクーポンでめじかカードを配付する1,000万円とに配分するよう予定しているとのことであります。

委員から、国や県、市の持続化給付金の支援があって20%の減少率を超えていないところがあると思うが、現在でも、飲食関係など厳しい声を聞くこともあり、コロナが長引くとさらに厳しい状況が続くことが予想されるため、今後も支援の検討をしてほしいとの意見があり、了承いたしました。

同じく、歳出中、9款4項1目社会教育総務費について

委員から、学校運営協議会制度推進事業について、制度の導入に当たり、地方教育行政法の改定では、学校運営協議会を設けることについて、努力義務との説明がなされているが、あえて設置することとした理由についての質疑があり、執行部の説明によりますと、国は、令和5年度までに全ての小・中学校に本事業を導入することを目標としており、現在、市が導入し、補助を受けている地域学校協働本部事業において、学校運営協議会制度推進事業の取組を進めているか、もしくは導入していることが補助要件となったためとのことであります。

また、委員から、学校は保護者や地域の協力を得たいと思っていると思うが、組織をつくることについて、学校現場はどのように捉えているかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、昨年度、各学校を訪問し、学校長のヒアリングを行った。その際に、開かれた学校づくり推進委員会等の組織があり、十分地域との連携が取れているので、新たに組織を設置する必要はないのではないかとの声も聴かれた。一方で、設置をしてほしいとの声も聴かれた。

これまでも地域と学校は様々な連携を行いながら子供の成長を支えてきたが、学校の要請により、保護者や地域住民が支援を行う支援型が主の連携となっており、一方向の関係性になっていることが多かった。しかし、コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）

では、学校としてできること、地域としてできることを話し合いながら、子供たちのために一体となって取り組んでいく協働型（双方型）で連携を取ることができるようになる。これまでと比べ、もう一歩前進した組織となるので、教育委員会としては、来年度一斉に、市内の小・中学校へ学校運営協議会を設置するよう考えているとのことであります。

さらに、委員から、準備委員会を組織する委員について、各学校から2人委嘱するとのことであるが、どういう方を想定しているかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、既存の開かれた学校づくり推進委員会の委員の中から、学校長に選出していただくこととしている。

学校運営協議会の設置については、学校と協議を行い、設置に向けたコーディネートを行いながら、地域、家庭、学校が一体となって教育に取り組むことができるような体制をつくりたいとの答弁があり、了承いたしました。

2、議案第44号「令和3年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」

議案第45号「令和3年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）について」

議案第46号「令和3年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」

議案第47号「令和3年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）について」

議案第48号「令和3年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第1号）について」

以上、5件については、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました補正予算案について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第49号「令和2年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第55号「令和2年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について報告いたします。

審査は、令和2年度歳入歳出決算書及び決算審査における事業説明書等を基本資料として、9月21日、22日の2日間、市長、副市長、会計管理者、各関係課長等の出席を求めて、質疑及び意見を述べ、これに対する執行部の説明を求める方法で行いました。

一般会計については、一般会計の総額、歳入決算額126億6,315万3,497円、歳出決算額124億3,646万8,855円、歳入歳出差引残額2億2,668万4,642円、翌年度に繰り越すべき財源7,582万7,978円を控除後の実質収支額は、1億5,085万6,664円の黒字決算となっております。

審査におきまして、指摘や要請などをいたしました主な事項につきましては次のとおりであります。

3、議案第49号「令和2年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」

(1) 歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

(2) 歳出中、3款1項7目介護保険対策費について

委員から、介護職員初任者研修業務について、研修の参加者が28人、試験合格者が25人で、そのうち介護職員就労支援金の対象者が3人とのことであるが、3人が新たに事業所へ就職したということかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、合格者25人のうち、就労支援金の条件に合致した方が3人とのことであります。

また、委員から、既に介護職として働いている方が初任者研修を受講し資格を取得した場合には、就労支援金の交付対象にならないのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、令和2年度に実施した介護職員就労支援金交付事業は、新たに介護の職に就いた方を対象とする条件のもとに交付しているとのことであります。

さらに、委員から、現在の一番の問題は介護職の人手不足であり、その一助になればということでこの事業が始まったと思っている。3人とは言え、一定進んだという気はするが、25人のうち、3人以外の22人の状況を把握しているのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、受講者、合格者にアンケート調査をしたところ、令和3年度に入り、フルタイムではないが、1人が市内の介護事業所に就職したとの情報を得ているとの答弁があり、委員から、働き方改革が言われる中で、いろいろな働き方があると思うが、本支援事業の交付対象にフルタイムという制限があるのかとの質疑があり、執行部から、フルタイムの雇用を条件としているとの答弁がありました。これを受けて、委員から、今後、事業を継続するのであれば、フルタイムに限定せず間口を広げる配慮をしてはどうかとの意見があり、執行部から、今年度の介護人材等定着支援金についてもフルタイムという条件は付けているが、来年度予算の計上に向けて検討していきたいとの答弁があり、了承いたしました。

加えて委員から、訪問入浴車購入事業の利用者数について質疑があり、執行部の説明によりますと、介護保険サービスの分野では利用している方はいないが、障害福祉サービスの分野で1人利用しているとの答弁があり、委員から、本事業の運営も介護職不足の中で難しいところにきているのではないか。これらの事業において、介護職不足は深刻であり、崩壊に入っているような状況だと思う。今後、介護職が働きやすい環境整備に努めていただきたいとの要請がありました。

同じく、歳出中、5款2項2目林業振興費について

委員から、木とともに子供の成長を見守る事業は非常によい事業を展開されていると思う。

森林環境譲与税の事業として、山の大切さを伝えることなどもこの事業はあると思うがどう考えているかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、令和2年度は、子供たちに木製のおもちゃを配付し、木に触れて感じるという事業を行った。今後は、木工品などの物づくりや、実際に山の中に入って山の機能を学習する森林環境学習などにも力を入れて取り組んでいきたいとのことであります。

また、委員から、小学1年生に木のおもちゃを配付したとのことだが、子供たちに森林の大切さを分かってもらうためにも、小学生全学年に事業を拡大できないかとの質疑に対し、執行部から、森林環境譲与税の譲与額は令和6年度に向けて徐々に増える予定であり、令和2年度については小学1年生までとなったが、木育の本質は生涯学習に近いため、今後は小学生をはじめ、中学生、高校生へとこの事業を拡大していきたいとの説明があり、了承いたしました。

同じく、歳出中、9款4項4目じんけん教育費について

委員から、解放子ども会活動について、令和元年度と比べ決算額が半減した理由について質疑があり、執行部の説明によりますと、令和2年度は、大岐福祉センターでの子ども会活動が休止していたためとのことであります。

また、委員から、会員数について、小学生では、令和元年度の30人から令和2年度には13人と対前年比ではかなり減少している。中学生については、11人から1人となった理由について質疑があり、執行部の説明によりますと、所属する中学校において参加希望者を募っているが、希望者が1人であったためとのことであります。

さらに、委員から、子ども会活動そのものは、子供たちの放課後の自主活動として大事だと思うが、各福祉センターが設置されている校区内の小・中学校の全児童生徒に参加を募っているということであれば、解放子ども会の名称自体を変更するなり、通常の子ども会活動として機能するようにしたほうがよいのではないかとの意見があり、執行部から、意見として伺いしておく。このことについては、関係団体をはじめ住民の方々の意見も聞きたいと思うとのことであります。

加えて委員から、解放子ども会活動に関わって、希望者を募る周知の仕方はどのように行ったかとの質疑に対し、執行部から、学校へ依頼しているとの答弁があり、委員から、人権問題の学習や啓発を行っていくために子ども会があるので、本気で人権問題を考えるならば、地域を限定せず、全ての地域の子供たちに同じように学習の機会を与えるべきである。一部の地域で行うのではなく、中央公民館等で実施してはどうかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、福祉センターの目的は、地域福祉の向上と人権啓発のコミュニティーであり、人権啓発を考えたときは、公民館で行うことは考えていないとのことであります。委員からは、福祉センターのある場所しか考えないのは逆効果ではないか、子供たち全員に人権教育を広めるなら、

全体が同じ位置づけで行ったほうがよいと思うとの意見がありました。

委員から、土佐清水市人権教育研究協議会（以下「市人教」という。）の補助金に関わって、令和2年度の会員数443人は間違いないかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、市人教は就学前部会、学校教育部会、社会教育部会、行政部会からなり、合計でこの人数とのことであります。

また、委員から、会員数が対前年比で50人増員となっていることについて質疑があり、執行部の説明によりますと、昨年度は行政部会等において、管理職をはじめ加入に対する声かけの取組などを行った結果、会計年度任用職員、市職員、社会教育部会等も含めて増員となったとのことであります。

さらに、委員から、市人教への補助金額は令和元年度の60万円と比べ大幅に減少した理由について質疑があり、執行部の説明によりますと、令和2年度はコロナの影響でほとんどの研究大会が中止もしくは書面開催となり、旅費等の使用がなかったことから、補助金も減額となったとのことであります。

また、委員から、市人教の取組が、その目的及び取組の内容が偏った考えのもとに行われていないか確認しているかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、毎月、市人教の役員と協議を行う中で、あらゆる人権の課題について協議を重ねながら取り組んでおり、偏った取組にはなっていないとのことであります。

委員から、人権出前講座での参加者からの評価についてと、新型コロナウイルス感染症に関わる人権啓発のチラシに係る市民の声の集約について質疑があり、執行部の説明によりますと、人権出前講座については、皆さんにとっても喜んでいただき、「これまで勉強をする機会がなかったが、良い機会を持たせてくれた。」「来年もお願いしたい。」などの声があったとのこと。また、チラシについては、「コロナの恐怖からくる人権侵害について分かりやすい言葉で書かれており、とてもよかった。」との感想を聞いているとのことであり、了承いたしました。

#### 4、議案第50号「令和2年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第51号「令和2年度土佐清水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第52号「令和2年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第53号「令和2年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第54号「令和2年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第55号「令和2年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

以上、6件については、特に意見もなく了承いたしました。

以上の意見を付して、議案第49号「令和2年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第55号「令和2年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの一般会計及び各特別会計歳入歳出決算については、採決の結果、全会一致により、それぞれ認定することと決定いたしました。

なお、決算審査を通じて、次年度の予算に反映するような意見があった事項や各委員から指摘のあった事項などについては、今後の予算編成・予算執行においても十分留意されるよう要請いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（永野裕夫君） 次に、総務文教常任委員会委員長、弘田 条君。

（総務文教常任委員会委員長 弘田 条君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（弘田 条君） おはようございます。令和3年土佐清水市議会定例会9月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第57号「土佐清水市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の策定について」

執行部の説明によりますと、過疎対策に係る法律（過疎法）が議員立法によって、昭和45年から10年ごとに名前を変えながら制定され、その都度計画を策定し、様々な過疎対策に取り組んできた。

直近の過疎地域自立促進法は、令和3年3月31日をもって失効されたことに伴い、今年4月から新過疎法の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、その法に係る新過疎計画を策定したとのことであり、法は10年間の時限であるが、計画は5年間の計画となっている。

本計画は、本市のように人口の減少率あるいは財政力によって、過疎地域に指定された市町村が策定することとなっており、この計画に盛り込んだ事業、取組でないと過疎債を活用することができない制度である。内容については、本市における持続的発展に必要な事項として、産業の振興、交通施設の整備、教育の振興など12項目を盛り込んで策定しており、それぞれの項目に沿って、取組の方針や現状、課題、その対策などについて記載したものとなっている。

なお、本計画の内容等については、県との協議は全て終了していることから、議会の議決を求めるものであり、議決後、国へ提出する予定とのことであります。

委員からは、特に意見もなく、了承いたしました。

## 2、議案第58号「財産の無償譲渡について」

執行部の説明によりますと、譲渡する財産は、浦尻にあるデイサービスセンターひまわりであり、平成元年度に建築、市直営で運営していたが、平成16年9月議会で土地、建物等の無償貸付けの議決後、同年12月1日から、社会福祉法人あしずり会に運営を移譲している。

本市が直営で運営していた平成15年度の決算では、一般会計から介護サービス事業特別会計（ひまわり）への繰出金が243万円余りであり、繰出金から試算すると、平成16年12月から令和2年度までの17年間で約4,000万円の経費削減となっているとのことでもあります。

今回、社会福祉法人あしずり会への土地及び建物の無償譲渡に至った理由としては、当該法人から、普通財産譲与（譲渡）申請書及び要望書が提出され、事業継続をすべく建物の修繕は同法人で行うことが表明されており、無償譲渡を受けることで、今後も安定的に介護サービス等の提供・維持が可能となる旨の記載があり、あしずり会への譲渡により約4,000万円の経費削減が行われたこと、平成元年度に建築された建物が今後大規模な修繕が必要となること、今後も市直営による事業運営の予定もないことなどを踏まえて検討した結果、無償譲渡することとし、議会の議決を求めるものとのことでもあります。

委員から、無償譲渡する一番大きな理由について質疑があり、執行部の説明によりますと、平成16年の無償貸付けの際、修繕については法人が行う条件のもとで小規模修繕はやってきていただいていた。今後、大規模修繕が想定されるが、法人として自己所有の財産でないものに対し、大規模な修繕といった大きな投資も行い難いため、この際、市としても無償譲渡により法人の所有として事業を安定的に実施していただく結論に至ったとのことでもあります。

別の委員から、基本的に市の介護サービスを安定的に継続してもらおうということであるが、こういう譲渡の場合に、目的外使用となったときに、譲渡した土地、建物について返還してもらおうなどルールはあるのかとの質疑に対し、執行部から、社会福祉法人には社会的使命もあり、法人から続けてやっていきたいとの申請もあるので、善意で考えている。当該施設は元気老人のデイサービスも実施しているので、当面は、サービスの利用は減らないと見込んでいる。議会の議決をいただければ、譲渡に向けて手続に入っていくことになるが、その中で、今後も事業継続することを契約の中に盛り込んでいくとの説明があり、了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

○議長（永野裕夫君） 次に、産業厚生常任委員会委員長からの報告を求めます。

武政健三君。

（産業厚生常任委員会委員長 武政健三君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（武政健三君） おはようございます。令和3年土佐清水市議会定例会9月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第56号「宿泊温泉施設足摺テルメの設置及び管理に関する条例の全部改正について」

執行部の説明によりますと、旧宿泊料金については、国民宿舎時代のままとされており、部屋ごとの人数や大人・小学生などに細分化され、繁忙期は20%の範囲内で加算できることとしていたが、令和3年6月1日より指定管理者となった株式会社Dot Homesから、サービスに見合った負担を求められるよう宿泊料の上限を改めてほしいという要望もあり、価格相応の付加価値をつけたサービスを実施するべく11月1日のリニューアルオープンに向けて、指定管理者による大規模な改修工事を行い、一室一泊につき上限20万円に改正するものとなっている。

宿泊料金は、年間平均にすると1万1,550円から1万5,925円となっており、一番の繁忙期には定員4名のサウナつき和洋室が、1人の利用でも19万900円となるのが現在の上限予定価格となっているため20万円以下という設定にしているとのことであります。

委員から、旧条文第13条の「指定管理者は、市長が特に必要があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。」という箇所が削除されているが、必要がないのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、宴会場や日帰り温泉を一般の方が利用する場合に減免を行うことがあったが、今回は宿泊分のみが条例改正の内容となっており、今後、宴会場などの利用が可能となれば改めて条項を入れるよう考えているとのことであります。

また、委員から、条文第11条に、「ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。」という内容が追加されているが、追加した理由と、「特別な事情」とは何か事例があったのかとの質疑に対し、執行部から、事例があったわけではないが、他の市町村の条例も参考にさせていただき、たとえ故意であっても、不可抗力の場合などに協議ができるような改正を行ったとの説明があり、了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 以上で各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席に御着席を願います。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻りを願います。

次に、総務文教常任委員会委員長は、委員長席に御着席を願います。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に、産業厚生常任委員会委員長は、委員長席に御着席を願います。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻りを願います。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。

午前10時34分 休 憩

午前10時48分 再 開

○議長(永野裕夫君) 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第43号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算(第5号)について」、議案第44号「令和3年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」、議案第45号「令和3年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算(第1号)について」、議案第46号「令和3年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」、議案第47号「令和3年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算(第2号)について」及び議案第48号「令和3年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算

(第1号)について」の補正予算案6件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって、議案第43号から議案第48号までの6件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号「令和2年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第50号「令和2年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第51号「令和2年度土佐清水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第52号「令和2年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第53号「令和2年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第54号「令和2年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計歳入歳出決算の認定について」及び議案第55号「令和2年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」の決算認定に係る議案7件を一括して採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって、議案第49号から議案第55号まで7件は、認定をされました。

次に、議案第56号「宿泊温泉施設足摺テルメの設置及び管理に関する条例の全部改正について」を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号「土佐清水市過疎地域持続的発展計画(令和3年度～令和7年度)の策定について」を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって、議案第57号は、原案のとおり

可決されました。

次に、議案第58号「財産の無償譲渡について」を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

ただいま、市議会議案第6号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第6号を日程に追加し議題といたしたいと思っております。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。よって、市議会議案第6号を日程に追加し議題とすることに決しました。

市議会議案第6号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

1番、谷口佳保君。

(1番 谷口佳保君登壇)

○1番(谷口佳保君) 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」、意見書案の内容を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方

針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

市議会議案第6号について、原案に賛成の方は御起立または挙手を願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手全員であります。よって、市議会議案第6号は、原案のとおり可決をされました。

ただいま、市議会議案第7号「地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第7号を日程に追加し議題といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。よって、市議会議案第7号を日程に追加し議題とすることに決しました。

市議会議案第7号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

2番、弘田 条君。

(2番 弘田 条君登壇)

○2番(弘田 条君) 「地方財政の充実・強化に関する意見書」、読み上げまして御提案させていただきますので、よろしく願いいたします。

新型コロナウイルスの出現により、今地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、新しい生活様式への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつあります。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われる中、令和4年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

このため、令和4年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

1、社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

2、新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、十分な財源措置を図ること。

3、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズから自治体の一般行政費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、人材を確保するための自治体の取組を支える財政措置を講じること。

4、まち・ひと・しごと創生事業費として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。

5、森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

市議会議案第7号について、原案に賛成の方は御起立または挙手を願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手全員であります。よって、市議会議案第7号は、原案のとおり可決をされました。

ただいま、市議会議案第8号「「こども庁」設置を求める意見書の提出について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第8号を日程に追加し議題といたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。よって、市議会議案第8号を日程に追加し議題とすることに決しました。

市議会議案第8号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

1番、谷口佳保君。

(1番 谷口佳保君登壇)

○1番(谷口佳保君) 意見書案の内容を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。「こども庁」設置を求める意見書(案)。

少子高齢化が深刻な我が国において、日本の未来を支える子供たちの健やかな成長発達を力強くサポートしていくことの重要性がかつてなく高まっており、国、都道府県、市区町村が強ちに連携して取り組むべき課題である。

地方行政の現場では、子供・子育てに関する様々な相談や要望が日々寄せられている。妊娠、出産、保育、教育、医療、福祉、児童虐待、非行、貧困、いじめ、事故など多岐にわたる要望や相談に適切に対処すべく、現場の職員は国と連携しつつ尽力しているが、国の一元的な窓口が存在しないため、十分な連携が取れず、迅速かつ適切な対応ができないケースもある。また、必要な施策を進める上で、財政的な制約も深刻である。

現在報道されている「こども庁」の設置は、まさにこれらの諸課題の解決に資するものと考ええる。

よって、本議会は、国に対し、子供政策の充実を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

1、専任の大臣のもとで強い権限を持って子供・子育てに関する施策を一元的に所管する「こども庁」を設置すること。

2、自治体間で格差が生じないよう、国が主導して国・都道府県・市区町村の連携体制を構築すること。

3、自治体の子供政策を充実させるため、財政支援を強化すること。

以上、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(永野裕夫君) 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

10番、前田 晃君。

(10番 前田 晃君登壇)

○10番(前田 晃君) 会派、市民のこえの前田晃です。

会派を代表しまして、市議会議案第8号「こども庁」設置を求める意見書(案)に対して、反対の立場で討論を行います。

まず初めに、私たちは子供の命や権利を守ることを政治の中心に位置づけ、そのための条件整備を進めることは極めて重要であると考えております。しかしながら、今回の「こども庁」の創設につきましては、これまでの政権与党がもたらした子供を取り巻く様々な困難さを、その責任を問わないまま組織づくりの問題にすり替えているという大きな問題があります。また、政策というより、目前の衆議院選挙の対策として掲げている感も否めず、これでは子供・子育て問題の真の解決に至ることにはならないと言わざるを得ません。

この「こども庁」構想を取り上げました高知新聞の4月9日付の社説は、なぜ今「こども庁」新設なのか、新組織の必要性や役割が漫然としていることも含め、唐突な印象は拭えない。国民が求めているのは新しい組織ではなく、あくまで子供を産み育てやすい環境であり、政策の実効性だろう。新組織を打ち出す前に、従来の施策がなぜ思うような効果を上げられなかったか、省庁間の連携で何が支障だったのかを洗い出すべきではないかと指摘をしておりますが、まさにこの指摘のとおりだと思います。

歴代の自民党自公政権の下で、教育や福祉、社会保障の切下げ、雇用の規制緩和などが進められ、当意見書案が挙げております妊娠、出産、保育、教育、医療、福祉、児童虐待、貧困といった分野での困難な状況が広がっています。保育士や学童指導員などの低賃金と職員配置基準の問題、待機児童の問題、OECD諸国でも突出しています教職員の時間外勤務と最低レベルの教育予算の問題、そして長時間労働と派遣や非正規雇用を拡大させる労働法制の改悪など、安心して子育てのできる仕組みが拡充されるどころか、どんどん壊されてきました。

こうした子供と子育てを取り巻く深刻な状況の広がり、決して国の一元的な窓口がなかったからではなく、歴代の政権与党が子供・子育て政策の拡充に本腰を入れて取り組んでこな

かったからにはほかなりません。子供と子育てのために必要な予算を確保してこなかった、条件整備に本気で取り組んでこなかった、政権与党のその政治姿勢、政治責任こそが問われなければなりません。それらに無反省のまま「こども庁」を設置しても、これまで同様、子供・子育て問題の解決が期待できないことは明らかなだと思えます。

当意見書案の要望事項の2の自治体間の教育格差の解消や、3の教育予算の拡充の要請についてはよいとしましても、表題となっています1の「こども庁」の設置については到底賛成できるものではありません。

以上の理由によりまして、市議会議案第8号「こども庁」設置を求める意見書（案）に対しまして、会派としての反対の意思を表明しまして、反対討論を終わります。

○議長（永野裕夫君） 続いて、討論の通告がありますので、発言を許します。

3番、武政健三君。

（3番 武政健三登壇）

○3番（武政健三君） 自由民主党、会派みらいの武政健三でございます。

私は、ただいま議題となりました市議会議案第8号「こども庁」設置を求める意見書（案）について、賛成の立場から討論を行います。

少子高齢化が進む我が国において、子供たちや家庭を取り巻く状況は深刻さと複雑さを増しております。本格的に少子化対策の議論が始まってから約30年、日本では1970年代半ばから、40年以上も出生率が低下し、子供の数が減少する少子化現象が続いております。国は、これまで様々な対策を講じてきましたが、平成27年までは100万人を超えていた出生数が昨年84万人まで落ち込み、令和3年は80万人を下回る可能性が示されています。

長引くコロナ禍により、子供たちや保護者への負担、不安は増大し、将来への悩みを抱えながら過ごす多くの子供、子育て世代が顕在化するようになっております。子供関連の政策は、保育園・学童保育や医療は厚生労働省、幼稚園・学校は文部科学省、さらに虐待等は警察庁や法務省など、関係省庁がばらばらに動き、弊害が起きております。

冒頭述べましたように、子供たちや家庭を取り巻く状況は大変厳しく、これらの問題は加速化する少子化とともに、様々な問題が生じております。まず、命を守るための問題、昨年の子供・生徒の自殺者数は統計開始以来、過去最高の499人、児童虐待で死亡した児童は前年より増加し61人、令和元年度の子供相談者の虐待相談件数は約19.4万人、いじめ重大事態は前年度比121件増の723件で、いじめ防止対策推進法施行後最多となっております。このほか、妊産婦の死因の1位は自殺であることや、産後鬱、孤独な育児、そして子供に関わる現場の性犯罪の問題など、子供たちの命を守るために取り組まなければならない諸問題は深刻かつ複雑さを増しております。

また、家庭を取り巻く子供の環境は令和2年に発表されたユニセフの調査によりますと、独り親家庭の相対的貧困率は50%に近く、子供の貧困は7人に1人とされており。令和元年度の小・中学校における不登校児童生徒は過去最多の約18.1万人に上り、ひきこもりへの支援は今や社会全体の課題として浮き彫りになっております。加えて、ヤングケアラーの問題や生活リズムの乱れ、保育や教育の質の確保などが挙げられます。

これら命と環境の問題とともに、制度や仕組みに大きな問題があります。窓口が一元化されていない、いわゆる省庁縦割りの問題に始まり、難病や医療的ケア児への支援、発達障害、子供たちの痛ましい事故の防止、教育費負担や医療教育情報などが挙げられております。

また、全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチームは、今年6月、チルドレンファースト社会を構築するための緊急提言として、「こども庁」の創設を提言し、その「こども庁」に関しては単なる組織論にとどまらず、大胆な資源投入と権限強化を行うことが必要であると指摘しております。さらに、全国の地方議会においても、同趣旨の意見書が数多く採択されており、子供・子育て政策のさらなる充実と強化は、国、地方とも最優先の政策課題であると言えます。

ウィズコロナ、アフターコロナにおける全ての子供たち、家庭の明るい未来を実現するためには、子供真ん中、チルドレンファーストの考えのもと新たな子供・子育て政策を早急に立案し実行していかなければならないと考え、本意見書の各項目の実現について強く要望するものであります。

以上、議員各位の御賛同を心よりお願い申し上げまして、「こども庁」設置を求める意見書（案）の賛成討論といたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で通告による討論は終わりました。

討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

市議会議案第8号について、原案に賛成の方は御起立または挙手を願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手多数であります。よって、市議会議案第8号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました意見書についての、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決しました。

以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） 9月会議の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本会議は、9月6日に再開して、本日まで23日間にわたり熱心な御審議、御議論を経て、提案した各議案については全て全議員の賛成をもって適切なる御決定をいただき、心より厚くお礼申し上げます。一般質問や各常任委員会において御提言、御指摘を受けました事項につきましては、今後の行政全般に活かしてまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

さて、9月25日、日本ジオパーク委員会により新規認定審査が行われ、土佐清水ジオパークが日本ジオパークに認定されました。同時に、日本ジオパークネットワークの正会員として加盟することができましたが、認定理由として、申請地域は、地殻変動による地層や海底生物の痕跡、マグマ活動による花崗岩、隆起や風化浸食による地形などの遺産を有する。この数年で、ジオパークの理念や知識の共有と理解が図られ、その活動内容が大きく前進した。特に、国立公園と連携した拠点施設の整備・運営や、ジオガイドによる質の高いジオツアーの展開、ジオパークの考え方を取り入れた教育現場との学習プログラムづくりや地域防災への優れた取組が進められている。以上のことから、日本ジオパークとして認定する。

振り返れば7年前の平成26年、2014年に観光関係者など民間からの提案を受け、地域づくりの方法としてジオパークに取り組み始めましたが、目標としていた日本ジオパーク認定への道のりは決して順風満帆なものではありませんでした。しかしながら、関係者との連携を深め、着実に経験と実績を重ねていく中、こうした地道な取組が認められ、このたびの認定につながったと考えています。世界に誇る私たちの貴重な地質遺産や景観、地域らしさの象徴である黒潮由来の文化や産業など、これらを守り、持続可能な地域づくりに生かす活動が評価されたことを大変うれしく思いますが、認定はあくまで通過点であり、さらなる発展を目指して日本国内はもとより、世界に向けて土佐清水ジオパークの魅力を伝えていけるよう、市民の皆様とともに、また日本ジオパークネットワークの仲間とともに努力を重ね、前進してまいります。

この間における、議会をはじめ市民の皆様の御理解と御協力に対し、心より感謝申し上げ、閉会に際しての御挨拶といたします。御苦労さまでした。

○議長（永野裕夫君） これをもちまして、令和3年土佐清水市議会定例会9月会議を終了い

たします。お疲れさまでございました。

午前 11 時 26 分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員